（第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外）

第四十九条　法第四十六条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第一種フロン類充塡回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

イ　フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって第五十条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。

ロ　（略）

ハ　第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充塡回収業者から、これらの者に係るロの規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。

ニ　（略）

二　（略）

（第一種フロン類充塡回収業者による充塡量及び回収量の記録等）

第五十一条　法第四十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第四十一条の規定により第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所並びに当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

四～八　（略）

2　第一種フロン類充塡回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充塡、回収、法第四十一条の規定によりフロン類が充塡されていないことの確認を行う場合における確認、法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

（第一種フロン類充塡回収業者による充塡量及び回収量等の都道府県知事への報告）

第五十二条　法第四十七条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において法第四十一条に規定する場合においてフロン類が充塡されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数

四～十　（略）

（第一種フロン類再生業者の許可の申請）

第五十五条　（略）

2　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

（第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外）

第四十九条　法第四十六条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第一種フロン類充塡回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

（新設）

イ　（略）

（新設）

ロ　（略）

二　（略）

（第一種フロン類充塡回収業者による充塡量及び回収量の記録等）

第五十一条　法第四十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

三～七　（略）

2　第一種フロン類充塡回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充塡、回収、法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

（第一種フロン類充塡回収業者による充塡量及び回収量等の都道府県知事への報告）

第五十二条　法第四十七条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

三～九　（略）

（第一種フロン類再生業者の許可の申請）

第五十五条　（略）

2　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。